

舞鶴市役所本庁舎売店経営者募集要項

1. 募集スケジュール(予定)

令和8年 8月17日(月) 募集開始
8月21日(金) 現地確認申込書提出期限
8月24日(月) 現地確認
8月26日(水) 質問書の提出期限
9月 4日(金) 参加申込および提案書の提出期限
9月 11日(金) 選考結果の通知
9月中旬 契約締結
12月 1日(火) 営業開始

2. 売店施設の概要

(1) 場所

位置: 舞鶴市役所本庁舎 附属棟1階(別図参照)

面積: 約16㎡

(2) 運営形態

- ・来庁者(市民等)への販売を想定せず、職員等に利用を限定した販売形態。
- ・完全キャッシュレス決済等による「無人販売店舗」または「有人販売店舗」とします。

(3) 営業日

土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日。

(4) 営業時間

原則、午前6時00分から午後9時00分の範囲内において、提案により決定する。

(5) 参考

本庁職員数 約600人

旧売店利用者数 約100人／日

3. 業務内容

舞鶴市職員の福利厚生の実現を目的とした売店の経営。詳細は、別紙「経営仕様書」によります。

4. 契約期間

契約期間は、令和8年12月1日から令和9年3月31日までとします。ただし、双方から申し入れがない場合は1年間の自動更新ができるものとし、5回を限度に更新することができます。(※市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。)更新しない場合は、契約終了の6か月前までに、書面にて意思表示

示をしてください。

※機器の搬入・設置等の準備については、事前に舞鶴市職員共済組合(以下「共済組合」という。)と協議の上、別途決定します。

5. 応募資格

(1) 次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- ① 舞鶴市内に店舗を有していること。又は舞鶴市民で市外に店舗を有していること。
- ② 営業に関して必要な許認可等を受けているか又は営業開始日までに確実に受ける見込みであること。
- ③ 市町村税を滞納している者でないこと。
- ④ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 舞鶴市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められるものでないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する欠格事項に該当していないこと。
- ⑦ 舞鶴市入札参加停止に関する要綱に基づく、舞鶴市の入札参加停止措置期間中でないこと。

(2) 次の要件に該当した場合は、失格となります。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 本要項に違反又は著しく逸脱した場合。
- ③ 受付期間内に提出書類が提出されなかった場合。
- ④ その他不正行為があった場合。

6. 現地確認

(1) 申込方法

この募集要項に記載していない詳細事項及び売店の設備等については、現地を確認していただくことができます。参加を希望される場合は、「舞鶴市役所本庁舎売店現地確認参加申込書(別紙1)」に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAXにて共済組合へお申し込みください。

(2) 申込期日

令和8年8月21日(金)正午

(3) 現地確認日時

令和8年8月24日(月)

午前9時00分～午前11時00分、午後2時00分～午後4時00分

(4) 場所

舞鶴市役所本庁舎附属棟1階

7. 応募申込手続き

(1) 受付期間

令和8年8月17日(月)～令和8年9月4日(金)

午前9時00分～午後4時30分

※土曜日、日曜日、祝日は除きます。

(2) 提出書類

①舞鶴市役所本庁舎売店経営者申込書(様式1)

②事業経歴書(様式2)

③委託料提案書(様式3)

④企画提案書(様式4)

⑤市町村税の滞納のない旨の証明書(写し可)

(提出日前3か月以内に市町村の窓口で発行されたもの)

⑥消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)

(提出日前3か月以内に税務署で発行されたもの)

(3) 提出部数

正本1部、副本9部

ただし、副本については、舞鶴市役所本庁舎売店経営者選考委員会での資料として使用しますので、社名、ロゴを表示しないこと。また、記載内容に社名が想定されるような表現を用いないようにしてください。

(4) 提出方法

受付期間内に申し込みに必要な書類を、受付場所へ持参するか郵送してください。郵送の場合は令和8年9月4日(金)午後4時30分必着とします。

(5) 辞退について

申し込み後、辞退される場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

(6) 質問書

本要項及び仕様書に関する質問については、「質問書(別紙2)」を使用し、令和8年8月26日(水)正午までに、持参、郵送、FAXにて共済組合へ提出してください。電話(口頭)による質問は受け付けません。回答は、令和8年8月28日(金)に舞鶴市ホームページにて掲載します。

8. 選考の実施及び事業者の決定方法

(1) 選考方法

本要項「5. 応募資格」に定める内容をすべて満たす事業者のうち、提出された書類をもとに選考委員会で総合的に評価します。その結果、各委員の点数を合算し平

均点を算出し、基準(平均点60点以上の得点)を満たした者の中から上位1者を契約候補者とする。ただし、上位2者以上の平均点が同点の場合は、選考委員会委員長による抽選で決定します。また、選考の結果、基準(平均点60点以上の得点)を満たす参加者がいない場合は、契約候補者なしとする。

なお、参加者が1者の場合は、選考の結果、基準(平均点60点以上の得点)を満たせば契約候補者とする。

なお、書類審査にあたり、提出された書類の記載内容について疑義等が生じた場合は、必要に応じて事務局から電話等によるヒアリング(内容確認)を実施することがあります。

(2)選考基準および配点

提出された企画提案書および委託料提案書は、別紙「評価基準表」の審査基準および配点(100点満点)に基づき、総合的に評価します。

(3)選考結果の通知

令和8年9月11日(金)午後5時までに、舞鶴市ホームページに掲載します。

9. 業務委託契約の締結

選考の結果、第一位となった事業者は共済組合と速やかに委託契約の締結手続きを行うこととします。第一位となった事業者との契約が不調となった場合は、次順位の事業者と委託契約の締結手続きを行うこととします。

10. その他

(1)応募申込に関する一切の費用は、応募申込者の負担となります。

(2)提出された書類は、返却いたしません。

(3)提出された書類は、選考の用途以外に、応募者に無断で使用しないものとします。

11. 申し込み・問い合わせ先

舞鶴市職員共済組合事務局(舞鶴市役所 人事課内)

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地

電話:0773-66-1066(直通)

FAX:0773-62-5099